

【新型コロナウイルス感染症拡大防止対策】

東京都における法人事業税・法人住民税の 申告・納付期限の期限延長手続に関するFAQ

(注) このFAQは、令和3年1月1日現在の法令等に基づいて作成しています。
(令和3年1月18日)

< 目 次 >

- 問1 新型コロナウイルス感染症の影響により、法人事業税・法人住民税の申告・納付期限を延長することはできますか。〔令和3年1月18日更新〕
- 問2 延長申請書を提出しようと思いますが、都税条例規則第22号様式と地方税法施行規則第13号様式の2種類の延長申請書の違いについて教えてください。
〔令和2年6月11日更新〕
- 問3 法人税と同様、申告書の余白等に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載する場合の手続きを教えてください。
- 問4 東京都以外の道府県にも支店等を有する分割法人です。他の道府県や市町村への申告期限延長の手続きは必要ですか。
- 問5 法人事業税・法人住民税の予定申告の期限を延長したいが、どうすればよいですか。
- 問6 収益事業を行わない公益法人等であるために法人住民税均等割のみを申告する場合は、どうすればよいですか。
- 問7 収益事業を行わない公益法人等であり、かつ、NPO法人等であるため、法人住民税均等割の免除を受ける場合（初めて免除申請をする場合）は、どうすればよいですか。
- 問8 納期限だけ延ばしてもらうことはできませんか。
- 問9 申告書をeLTAXで提出したいが、申告ソフトの仕様により法人名欄に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と入力できない場合は、どうすればよいですか。

〔令和2年5月19日追加〕

問10 申告書を書面で提出する際に、右上の余白が狭いため、「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と付記ができない場合は、どうすればよいですか。

[令和2年5月19日追加]

問1 新型コロナウイルス感染症の影響により、法人事業税・法人住民税の申告・納付期限を延長することはできますか。〔令和3年1月18日更新〕

東京都における法人事業税・法人住民税について、新型コロナウイルス感染症の影響により、その期限までに申告・納付ができないやむを得ない理由がある場合には、申請していただくことにより期限の延長が認められます。

延長については、法人税に準じて取り扱いますので、税務署へ延長を申請する場合（紙の申告書の余白や e-Tax の送付書に“新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請”と付記した場合を含む）と同様に判断してください。

⇒ [（国税庁ホームページ）法人税等の申告・納付期限等の個別指定による期限延長手続に関するFAQ](#)

問2 延長申請書を提出しようと思いますが、都税条例規則第22号様式と地方税法施行規則第13号様式の2種類の延長申請書の違いについて教えてください。

[令和2年6月11日更新]

2種類の延長申請書の違いについては、下表を参照ください。

申告書余白付記（問3参照）による申請は、22号様式【東京都都税条例施行規則第22号様式】による申請があったものとみなして取り扱います。

	22号様式【東京都都税条例施行規則第22号様式】 （（1）東京都都税条例第17条の2第2項による災害延長）	13号様式【地方税法施行規則 第13号様式】 （（2）地方税法第72条の25第2項又は第4項（これらの規定を準用する場合を含む）による災害延長）
他の道府県や市町村にも法人二税を申告する場合は	他の道府県や市町村にも延長申請が必要 （期限の延長が可能かどうか、可能な場合にはどのような様式で申請するのか等を、当該他の道府県・市町村に確認する）	（東京都が本店の場合） 東京都にのみ延長申請すれば足りる
いつまでに延長の申請をしなければならないか	災害その他やむを得ない理由のやんだ日から15日以内 ※法人税と同様に、申告書を作成・提出することが可能となった時点で、申告書の提出と同時に、申請（申告）することができる	事業年度終了の日から45日以内 （既に法人事業税等の申告期限の延長を受けている場合には、申告書の提出期限の到来する日の15日前まで）
いつまで期限を延長できるか	災害その他やむを得ない理由のやんだ日から2月以内	指定を受けようとする日まで
対象となる申告等は	都税に係る申告、申請等 （予定申告などの確定申告以外の申告や、収益事業を行わないNPO法人等の均等割の免除申請なども対象）	法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税に係る確定申告のみ
収益事業を行わない公益法人等である場合は	使用できる	使用できない （法人税に災害延長の申請を行わない場合は法人住民税は延長されないため）
法令根拠は	<ul style="list-style-type: none"> 地方税法第20条の5の2 東京都都税条例第17条の2第2、3項 	<ul style="list-style-type: none"> 地方税法第72条の25第2項、4項 地方税法施行令第24条の3、第24条の4の2

問3 法人税と同様、申告書の余白等に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載する場合の手続きを教えてください。

東京都の法人事業税・都民税に係る申告・納付等の期限の延長の手続き（東京都都税条例第17条の2第2項・3項）については、原則として法人税に準じて対応します。以下の1. 又は2. の手続きによってください。

なお、この場合、申告期限及び納付期限は、原則として申告書の提出日となります。

1. 申告書を書面で提出する場合（窓口・郵送）

申告書の提出ができるようになった段階で、申告書の右上の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載し、提出してください（記載方法は記載例を参考にしてください）。

⇒ [記載例](#)

2. 申告書をeLTAXで提出する場合（電子申告）

申告書の提出ができるようになった段階で、法人名称の前に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と入力の上、申告してください（記載方法は記載例を参考にしてください）。

⇒ [記載例](#)

【参考】

「税に係る期限延長申請書（都税条例施行規則第22号様式）」又は「災害等に係る申告書の提出期限の延長の承認申請書（地方税法施行規則第13号様式）」を作成いただき、提出いただくこともできます（記載方法は記載例を参考にしてください）。

⇒ [記載例（税に係る期限延長申請書（都税条例施行規則第22号様式））](#)

⇒ [記載例（災害等に係る申告書の提出期限の延長の承認申請書（地方税法施行規則第13号様式））](#)

問4 東京都以外の道府県にも支店等を有する分割法人です。他の道府県や市町村への申告期限延長の手続きは必要ですか。

問3の1. 及び2. による場合は、東京都にだけ手続きをしても、他の道府県や市町村への申告期限延長の手続きがされたことにはなりません。期限の延長が可能かどうか、可能な場合にはどのような手続きによるのか等を、他の道府県や市町村に確認してください。

なお、問3の【参考】中の地方税法施行規則第13号様式により申請する場合は、東京都にだけ提出すれば、他の道府県や市町村への申告期限延長の手続きは不要です。ただし、当該様式は、原則、事業年度終了の日から45日以内（既に法人事業税等の申告期限の延長を受けている場合には、申告書の提出期限の到来する日の15日前まで）に申請する必要があるため、間に合わない場合は、お手数ですが、問3の1. 又は2. によってください。

問5 法人事業税・法人住民税の予定申告の期限を延長したいが、どうすればよいですか。

問3を参考に、予定申告書を作成し提出してください。

⇒ [予定申告書の記載例](#)

問6 収益事業を行わない公益法人等であるために法人住民税均等割のみを申告する場合は、どうすればよいですか。

問3を参考に、均等割申告書を作成し提出してください。

⇒ [均等割申告書の記載例](#)

問7 収益事業を行わない公益法人等であり、かつ、NPO法人等であるため、法人住民税均等割の免除を受ける場合（初めて免除申請をする場合）は、どうすればよいですか。

問3を参考に、均等割申告書及び免除申請書を作成し提出してください。

均等割申告書と免除申請書を同時に提出いただく場合は、均等割申告書のみ新型コロナウイルスによる延長の旨を記載いただければ大丈夫です。

⇒ [均等割申告書の記載例](#)

問8 納期限だけ延ばしてもらうことはできませんか。

申告はできるが、売上の減少等により納税はできないという場合は、以下のリンクから、納税が困難な方に対する猶予制度（徴収猶予等）をご参照ください。

⇒ [新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対する猶予制度について](#)

問9 申告書をeLTAXで提出したいが、申告ソフトの仕様により法人名欄に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と入力できない場合はどうすればよいですか。

[令和2年5月19日追加]

【「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」の文言が一部でも入力できる場合】

入力が可能な限り、申告書法人名欄の法人名称の前に入力して申告してください。（文言を省略する場合であっても、「コロナ」の文言は必ず記入して申告してください。その結果、仮に法人名が途中で切れてしまっても申告の効力に影響はありません。）

【「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」の文言が全く入力できない場合】

地方税共同機構が提供する延長申請のWordファイル等の書類を作成して申告に添付いただいた場合も延長申請があったものとして取り扱います。ただし、災害延長の対象となる申告として把握できない恐れがありますので、大変お手数ですが、必ず所管の都税事務所へ電話連絡等により書類を添付したことが伝わるようにご連絡をお願いいたします。

そのほか、法人名欄以外の欄に文言を入力いただいた場合や、別途郵送等により文言を記載した書類を送付いただいた場合も、延長申請があったものとして取り扱うことは可能ですが、災害延長の対象となる申告として把握できない恐れがありますので、大変お手数ですが、必ず所管都税事務所へ電話連絡等により延長申請したことが伝わるようにご連絡をお願いします。

[【参考】地方税共同機構が提供する延長申請に関するリンク](#)

問10 申告書を書面で提出する際に、右上の余白が狭いため、「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と付記ができない場合は、どうすればよいですか。

[令和2年5月19日追加]

申告書（6号様式、6号の3様式等）の余白であれば、法人名欄等、付記が可能なスペースに記載していただいて差し支えありません。

（注）申告書以外の箇所（別表や添付書類等）には付記しないようにお願いします。